

答 申 第 2 9 号

平成17年2月25日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審議会

会長 南 努



平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成17年2月25日付け環情第326号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
は、諮問で示された案を適当と認めます。

平成 17 年度

公共用水域及び地下水の
水質測定計画

大阪府

1 公共用水域の水質測定計画

平成 17 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点及び測定機関

水質測定地点、底質測定地点及び測定機関は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

(1) 水質測定地点

河川：105河川 144地点（環境基準点 94地点、準基準点 50地点）
 海域：大阪湾海域 22地点（環境基準点 15地点、準基準点 7地点）

(2) 底質測定地点

河川：49地点
 海域：15地点（12地点は水質測定的环境基準点と、2地点は準基準点と重複）

3 測定期間

測定期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

4 測定項目

水質及び底質の測定項目は、原則として次表のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。）	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。）
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・生物学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)	・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性法、過酸性法) ・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)
ウ 特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん	・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質) ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシ銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロロポス ・フェノカルブ ・イプロベンホス ・クロロニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・1,4-ジオキサン ・全マンガン ・ウラン	/
カ その他項目	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等	・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透明度 ・塩分 ・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

	河 川	海 域
ア 健康項目	・総水銀 ・P C B	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・P C B
イ 一般項目	・含水率	・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・全クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

(1) 河川

通年調査は次表を原則とし、過去の検出状況、水道利水状況及び発生源の有無等を考慮のうえ、測定頻度を変更するものとする。

	測 定 項 目		測 定 回 数
環境基準点	健康項目	P C B 農 薬 類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上(農薬使用時期に実施) ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌群数 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上
	特殊項目	全 項 目	・年1回以上
	特定項目	全 項 目	・年2回以上(水道利水のある地点)
準基準点	健康項目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 上記以外の項目	・年2回以上 ・年4回以上
	特殊項目	全 項 目	・環境基準点と同様
	特定項目	全 項 目	

通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。

河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において年1回以上。

要監視項目は、地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。

(2) 海域

	測 定 項 目		測 定 回 数
環境基準点	健康項目	P C B 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌群数 ノルマルヘキサン抽出物質 上記以外の項目	・年12回以上(A類型のみ) ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上
	特殊項目	全 項 目	・年1回以上
準基準点	健康項目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	大腸菌群数・ノルマルヘキサン 抽出物質を除く項目	・年4回以上
	特殊項目	全 項 目	・環境基準点と同様

海域の底質は、健康項目について年1回以上、一般項目について年2回以上。

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測 定 月
1 回	8月
2 回	8月、2月
4 回	5月、8月、11月、2月
6 回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12 回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は採水時に実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。
なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

・生活環境項目	(溶存酸素量及び大腸菌群数)
・健康項目	(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)
・特殊項目	(ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、全クロム)
・特定項目	
・要監視項目	

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上の他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)に準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

9 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



図1-1 河川の水質測定水域区分

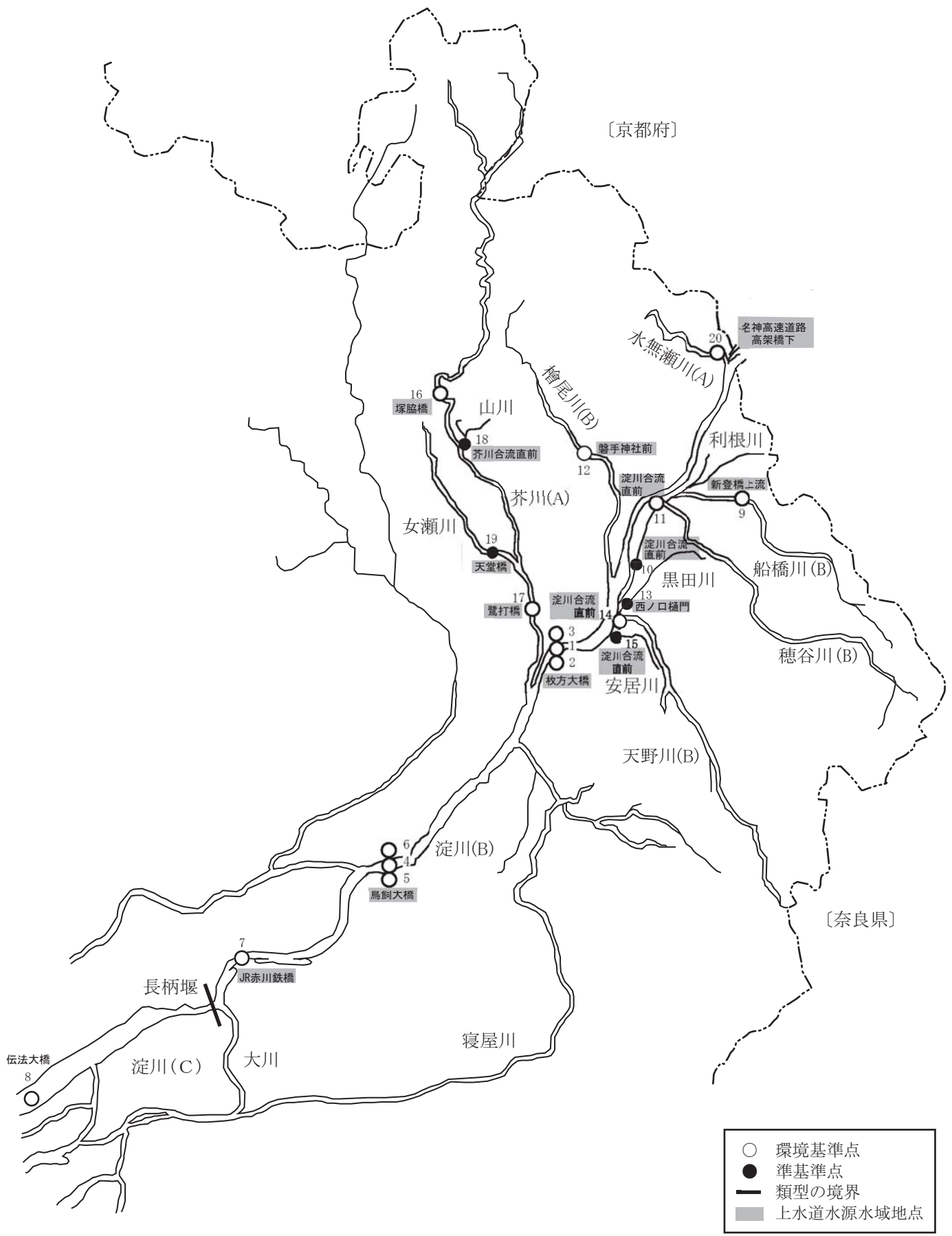


図1-2(1) 淀川水域の水質測定地点図

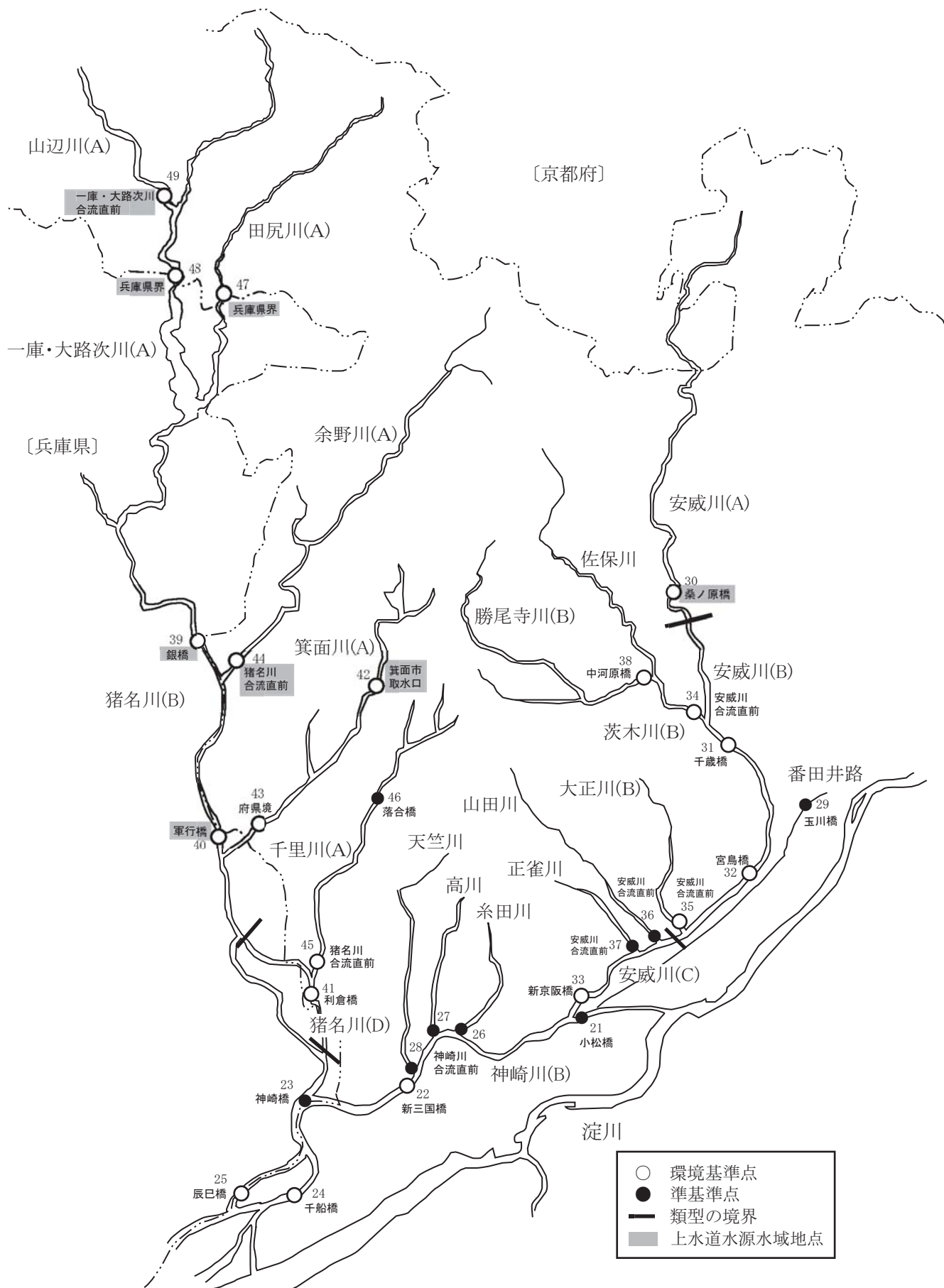


図1-2(2) 神崎川水域の水質測定地点図

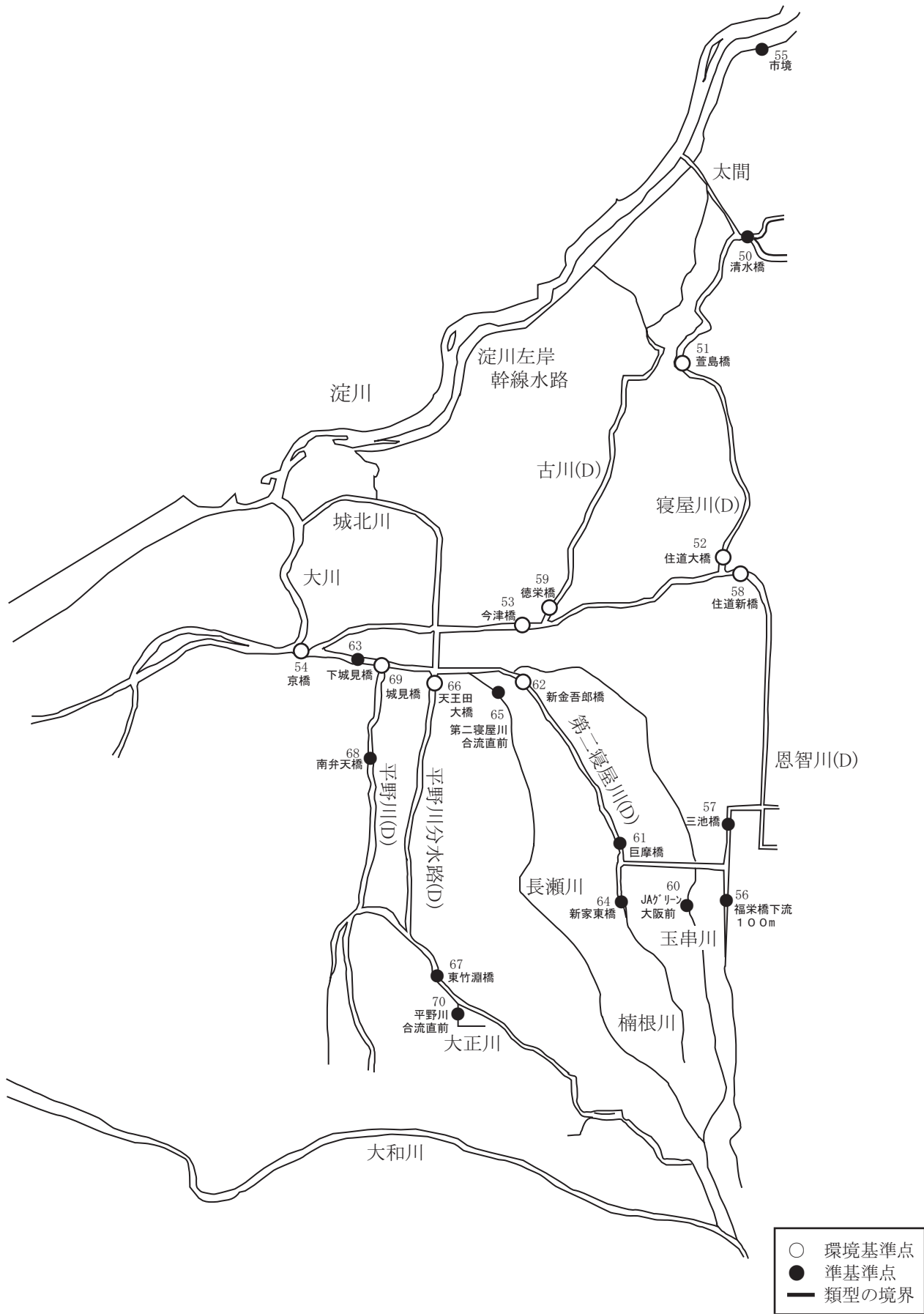


図1-2(3) 寝屋川水域の水質測定地点図

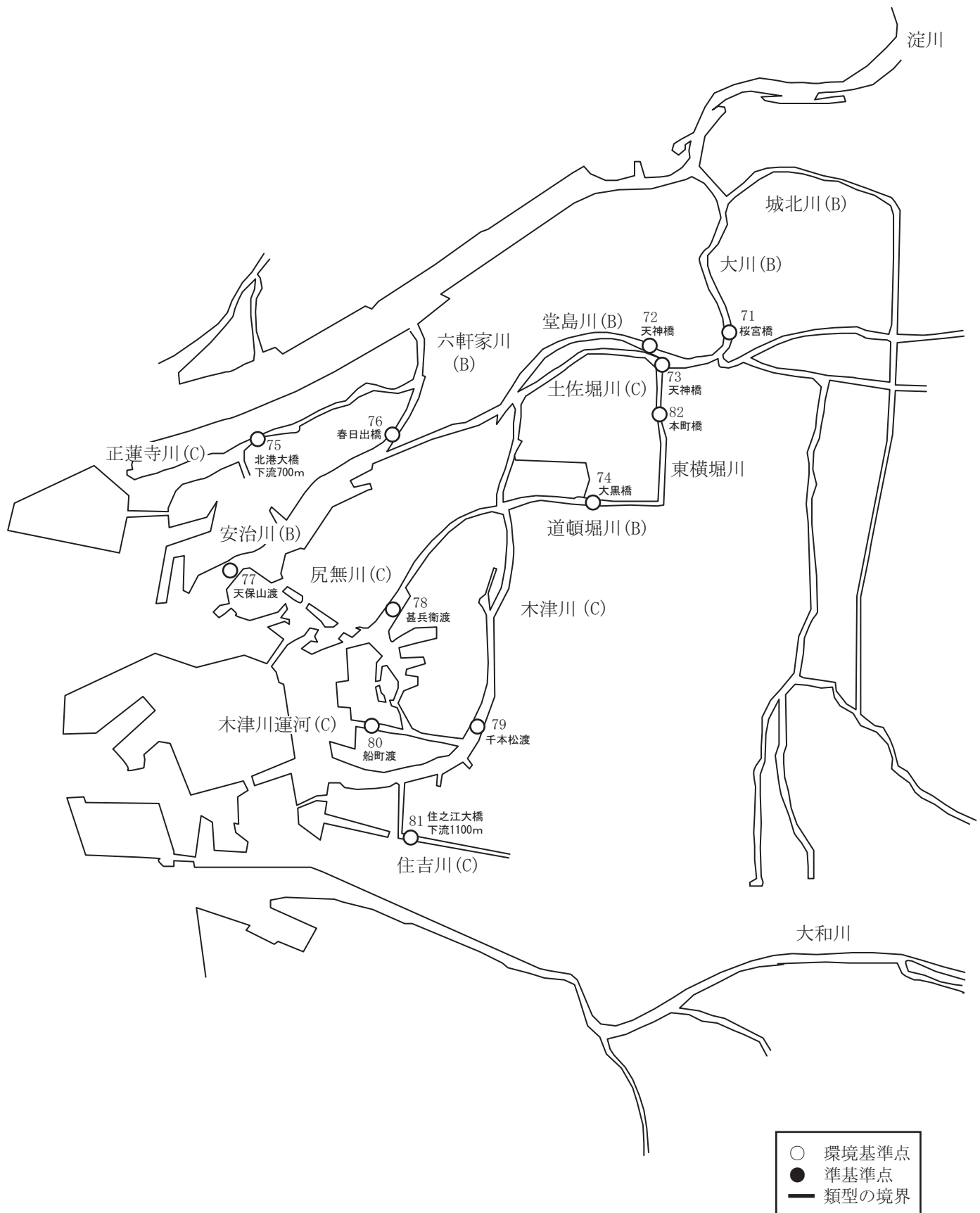


図1-2(4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図

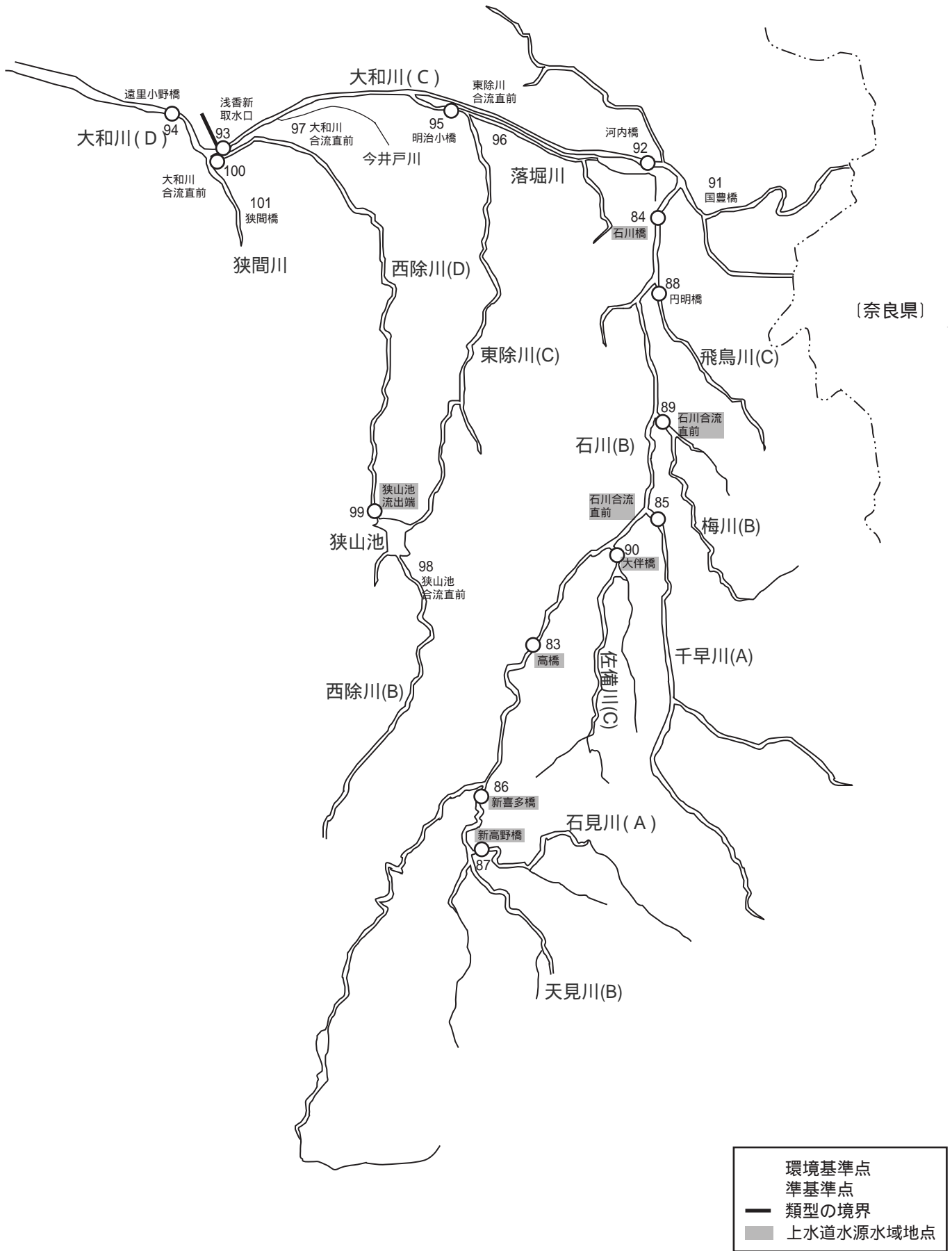


図1-2(5) 大和川水域の水質測定地点図

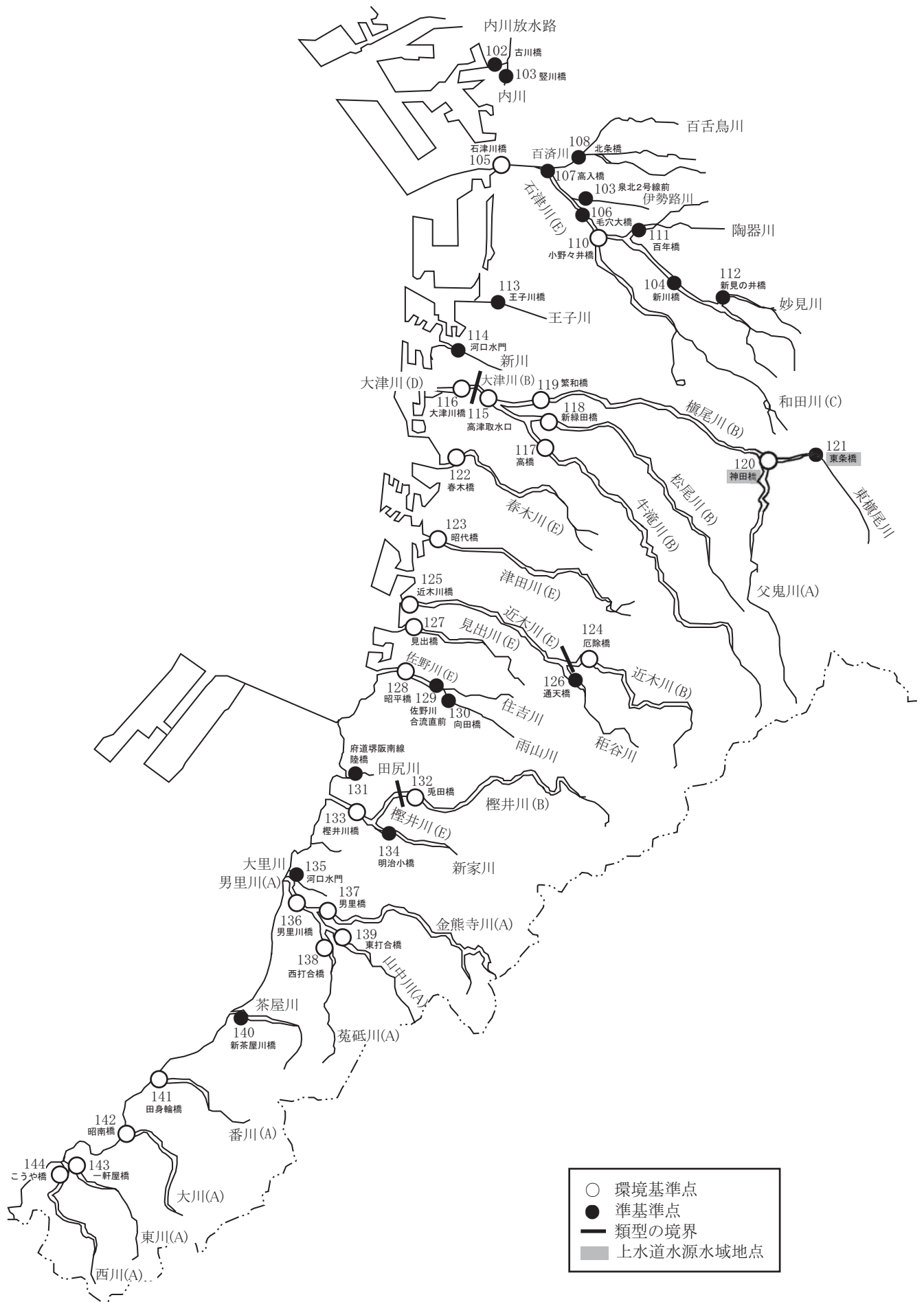


図1-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図

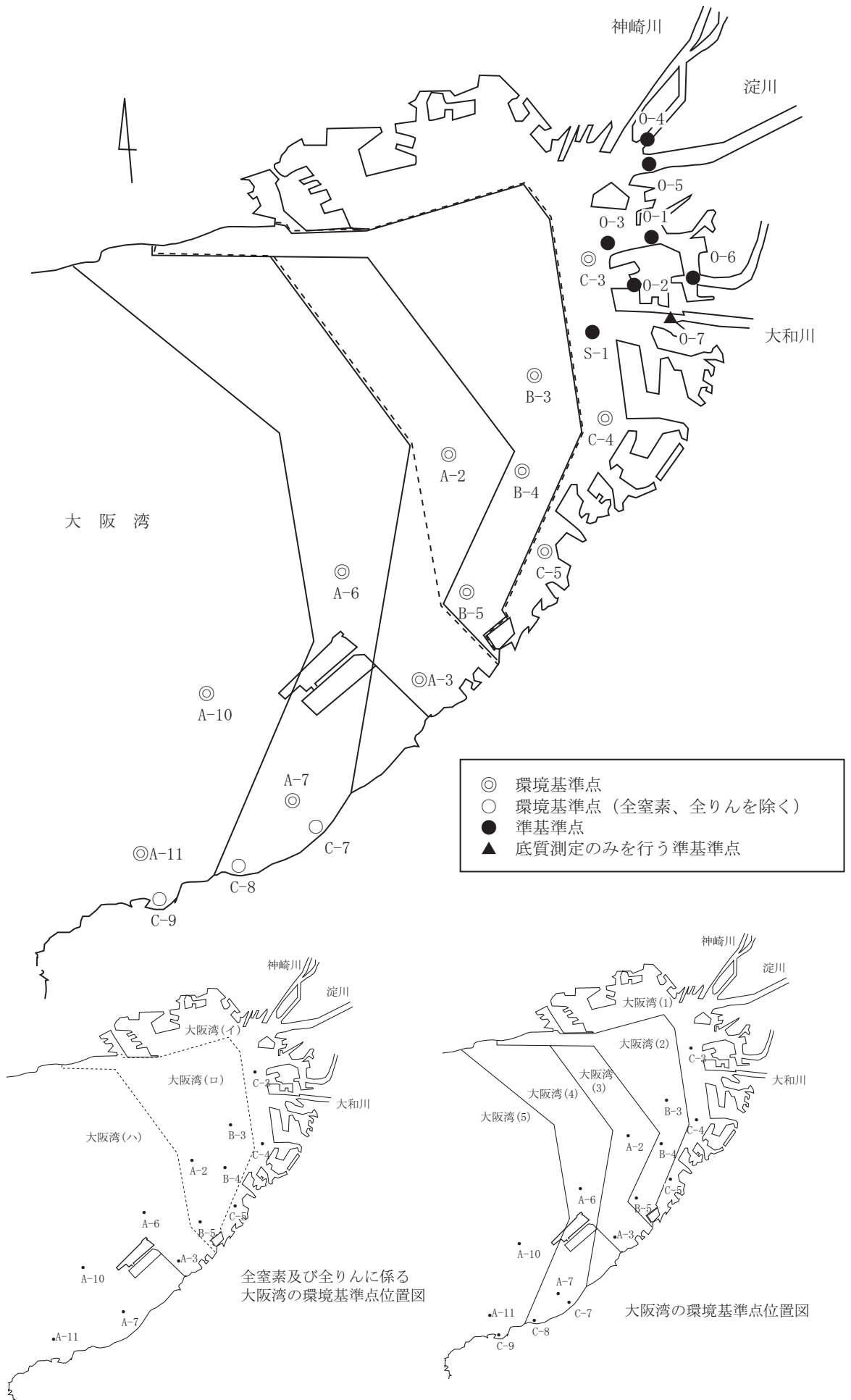


図1-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表 1 - 1 測定地点及び測定機関総括表

(平成17年度)

測定機関	調査区分	水 質 測 定														底 質 測 定					
	水 域 区 分	河 川												海 域		河 川		海 域			
		淀川	神崎川	寝屋川	大阪市内河川	大和川	泉州諸河川	河川合計													
大阪府	環境基準点	1		10	12	2				9	12	20	30	42	57	15	15	28	29	12	15
	準基準点		1	2	12		2			3	12	10		15			15	1		3	
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3	3					4	5			16	17			11	11		
	準基準点		9							1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	5	5		
	準基準点			1		2								3		6					
堺市	環境基準点									1	2	2	11	3	13		1	2	2		
	準基準点									1		9		10		1					
岸和田市	環境基準点											2		2	2			2	2		
	準基準点												2								
豊中市	環境基準点			1	3									1	3						
	準基準点			2										2							
吹田市	環境基準点				3										3						
	準基準点			3										3							
高槻市	環境基準点	2			1									2	5						
	準基準点	2	4	1										3							
枚方市	環境基準点	3					1							3	7						
	準基準点	3	6			1								4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5								5							
寝屋川市	環境基準点					1	2							1	2						
	準基準点					1								1							
東大阪市	環境基準点					1	4							1	4						
	準基準点					3								3							
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9	29	12			12	5		19	43	50		7		1		3	

別表1-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	(全水素・域全りん)	(全環素境・全基りん準)	測定地点	測定地点の位置		環境基準番号	府地点統一番号	N・P等水域コード	担当機関	水質測定(表層)	水質測定(底層)	底質測定	水質																	
					北緯	東経								生活環境項目						健康											
														pH	DO	COD(酸性法)	COD(アルカリ性法)	COD(ろ過酸性法)	大腸菌群数	ノルマルヘキササン抽出物質	全室素	全りん	カドミウム	全シアン	六価クロム	鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀		
大阪湾(1)	Cイ	大阪湾(イ)	海域	C-3(南港西)	34° 37' 58"	135° 23' 05"	0001	60101	401	大阪府				12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	1		
				C-4(堺泉北港西)	34° 33' 42"	135° 23' 32"	0002	60102	401	大阪府						12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	1
				C-5(阪南港西)	34° 29' 42"	135° 21' 38"	0003	60103	401	大阪府							12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2
大阪湾(2)	Bロ	大阪湾(ロ)	海域	B-3(築港沖)	34° 35' 12"	135° 20' 56"	0004	60201	402	大阪府				12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	2	1		
				B-4(泉大津沖)	34° 31' 48"	135° 21' 08"	0005	60202	402	大阪府						12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	1	
				B-5(二色沖)	34° 28' 00"	135° 18' 50"	0006	60203	402	大阪府						12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(3)	Aハ	大阪湾(ハ)	海域	A-2(忠岡港沖)	34° 31' 54"	135° 18' 14"	0007	60301	402	大阪府				12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	1		
				A-3(りんくう沖)	34° 26' 00"	135° 17' 14"	0008	60302	403	大阪府						12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	1
大阪湾(4)	Aロ	大阪湾(ロ)	海域	A-6(閑空北)	34° 28' 30"	135° 14' 20"	0009	60401	403	大阪府				12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	2	1		
				A-7(尾崎沖)	34° 22' 36"	135° 12' 50"	0010	60402	403	大阪府						12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	1	
				A-10(閑空西)	34° 25' 36"	135° 10' 20"	0011	60501	403	大阪府						12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(5)	Aイ	大阪湾(イ)	海域	A-11(観音崎沖)	34° 20' 30"	135° 06' 38"	0012	60502	403	大阪府				12	12	12	12	12	12	-	12	12	2	2	2	2	2	1			
				C-7(尾崎港内)	34° 22' 06"	135° 14' 25"	0013	60601	503	大阪府						12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	1	
尾崎港	Cイ			C-8(淡輪港内)	34° 20' 24"	135° 10' 44"	0014	60701	503	大阪府				12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	1			
淡輪港	Cイ			C-9(深日港内)	34° 19' 06"	135° 08' 26"	0015	60801	503	大阪府				12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	1			
深日港	Cイ																														
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	O-1(No.5ブイ跡)	34° 38' 43"	135° 24' 40"	0016	60151	501	大阪府				12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	1			
				O-2(南港)	34° 37' 04"	135° 25' 14"	0017	60152	501	大阪府						12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	1	
				O-3(大阪港 関門外)	34° 38' 22"	135° 23' 06"	0018	60153	501	大阪府						12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	1	
				O-4(神崎川河口中央)	34° 41' 29"	135° 25' 10"	0019	60154	501	大阪府							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				O-5(淀川河口中央)	34° 41' 07"	135° 25' 32"	0020	60155	501	大阪府							12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	1
				O-6(木津川河口中央)	34° 37' 35"	135° 27' 01"	0021	60156	501	大阪府							12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	1
				S-1(堺7-3区沖)	34° 35' 50"	135° 23' 19"	0022	60171	501	堺市							4	4	4	-	-	-	-	4	4	4	2	2	2	2	⊖
				O-7(大和川河口中央)	34° 36' 19"	135° 26' 02"				大阪府				4	4	4	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-			

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
 注2 「環境基準点」の内、印は環境基準点を、印は環境基準点(全窒素及び全りんを除く)を、印は準基準点を、印は底質測定のみを行う準基準点を示す。
 注3 印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
 注4 丸囲み数字(⊖)は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、-は測定を実施しないことを示す。

別表 1 - 3

測定方法、環境基準値等一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)		
健康項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1 " 55.2 " 55.3 " 55.4	溶媒抽出原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.001	
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2 " 38.1.2及び38.3	吸光光度法 吸光光度法	検出されないこと	0.1	
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1 " 54.2 " 54.3 " 54.4	溶媒抽出原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005	
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 " 65.2.3 " 65.2.4 " 65.2.5	ジフェニルピリジン吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.05 以下	0.02	
	砒素	JIS K 0102 61.2 " 61.3	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下	0.005	
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号 付表(以下「付表」)1	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005	
	アルキル水銀	付表2	ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005	
	P C B	付表3	ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(FID)	0.02 以下	0.002	
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(ECD) ヘッドスペースGC法(ECD) 溶媒抽出GC法(ECD)	0.002 以下	0.0002	
	1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.3.2	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(ECD) ヘッドスペースGC法(ECD)	0.004 以下	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(FID)	0.02 以下	0.002	
	1,1,1,2-ジクロロエチレン	同上	同上	0.04 以下	0.004	
	1,1,1-トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(ECD) ヘッドスペースGC法(ECD) 溶媒抽出GC法(ECD)	1 以下	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエチレン	同上	同上	0.006 以下	0.0006	
	トリクロロエチレン	同上	同上	0.03 以下	0.002	
	テトラクロロエチレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005	
	1,3-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(ECD)	0.002 以下	0.0002	
	チウラム	付表4	高速液体クロマトグラフ法	0.006 以下	0.0006	
	シマジン	付表5の第1 付表5の第2	GC - MS法 GC法(FTD)(ECD)	0.003 以下	0.0003	
	チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002	
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージトラップGC - MS法 ヘッドスペースGC - MS法 パージトラップGC法(FID)	0.01 以下	0.001	
	セレン	JIS K 0102 67.2 JIS K 0102 67.3	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下	0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
	ふっ素	JIS K 0102 34.1 付表6	吸光光度法 イオンクロマトグラフ法	0.8 以下	0.08	
	ほう素	JIS K 0102 47.1 JIS K 0102 47.3 付表7	メチレンブルー-吸光光度法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下	0.02	
	生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	ガラス電極法	別表1 - 4 参照	-
		溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	ウインガー-アズ化ナトリウム変法	別表1 - 4 参照	0.5
		生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21		別表1 - 4 参照	0.5
		化学的酸素要求量	(河川) JIS K 0102 17 (海域) JIS K 0102 17 (海域) 環境庁告示 別表2の2 備考2	過マンガン酸カリウムによる酸素要求量 過マンガン酸カリウムによる酸素要求量 アルカリ性法	別表1 - 4 参照	0.5
浮遊物質量		付表8		別表1 - 4 参照	1	
大腸菌群数		環境庁告示 別表2の1 備考4	最確数法	別表1 - 4 参照	1.8 × 10 ⁰ MPN	
カルシウム抽出物質		付表10		別表1 - 4 参照	0.5	
全窒素		(河川) JIS K 0102 45.2 (河川) JIS K 0102 45.3 (河川) JIS K 0102 45.4 (海域) JIS K 0102 45.4	紫外吸光光度法 硫酸ヒドラジニウム還元法 銅・カドミウム還元法 銅・カドミウム還元法	別表1 - 4 参照	0.05	
全りん		JIS K 0102 46.3	アルカリニ硫酸カリウム分解法	別表1 - 4 参照	0.003	

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1	吸光光度法	0.005
	銅	JIS K 0102 52.2	溶媒抽出フレイム原子吸光法	0.005
		JIS K 0102 52.3	電気加熱原子吸光法	
		JIS K 0102 52.4	ICP発光分光分析法	
		JIS K 0102 52.5	ICP質量分析法	
	亜鉛	JIS K 0102 53.1	溶媒抽出フレイム原子吸光法	0.001
		JIS K 0102 53.2	電気加熱原子吸光法	
		JIS K 0102 53.3	ICP発光分光分析法	
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2	フレイム原子吸光法	0.08
		JIS K 0102 57.3	電気加熱原子吸光法	
		JIS K 0102 57.4	ICP発光分光分析法	
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2	フレイム原子吸光法	0.01
		JIS K 0102 56.3	電気加熱原子吸光法	
		JIS K 0102 56.4	ICP発光分光分析法	
		JIS K 0102 56.5	ICP質量分析法	
	全クロム	JIS K 0102 65.1.1	ジフェニルピリジン吸光光度法	0.03
JIS K 0102 65.1.3		電気加熱原子吸光法		
陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 65.1.4	ICP発光分光分析法	0.01	
	JIS K 0102 65.1.5	ICP質量分析法		
硝酸性窒素	JIS K 0102 30.1.1	メチルブルー吸光光度法	0.04	
	JIS K 0102 43.2.1	還元蒸留-イソフェノール青吸光光度法	0.04	
	JIS K 0102 43.2.3	銅-メチルメチルアミン吸光光度法		
	JIS K 0102 43.2.5	イオンクロマトグラフ法		
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1	ナフチルアミン吸光光度法	0.04
		JIS K 0102 43.1.2	イオンクロマトグラフ法	0.04
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 42.2	蒸留法、イソフェノール青吸光光度法	0.04	
	JIS K 0102 42.5	イオンクロマトグラフ法		
りん酸性りん	(河川) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法	0.003	
	(河川) JIS K 0102 46.1.2	モリブデン青(塩化すず(Ⅱ)還元)吸光光度法		
	(海域) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法		
プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2		-	
クロロフィルa	海洋観測指針6.3		0.1 µg/L	
懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14		-	
濁度	JIS K 0101 9.4	積分球濁度	0.2 度	
特定項目	トリハロメタン生成能 (クロロホルム生成能)	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	0.0004	
	(ジクロロメタン生成能)		0.0001	
	(クロロベンゼン生成能)		0.0001	
	(ブromobenzene生成能)		0.0001	
	(トリハロメタン生成能)		0.0001	

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	バーゼットラップGC-MS法 ヘッドスペースGC-MS法 バーゼットラップGC法(ECD)	0.06	0.006
	トリス-1,2-ジクロロエタン	同上	同上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	同上	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	同上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号 付表(以下「通知付表」)1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出GC-MS法 溶媒抽出・固相抽出GC法	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同上	同上	0.005	0.0005
	フェニトロチオン	同上	同上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同上	同上	0.04	0.004
	オキシシン銅	通知付表2	高速液体クロマトグラフ法	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出GC-MS法 溶媒抽出・固相抽出GC法	0.05	0.004
	プロピザミド	同上	同上	0.008	0.0008
	EPN	同上	同上	0.06	0.006
	ジクロロボス	同上	同上	0.008	0.0008
	フェノプロカルブ	同上	同上	0.03	0.002
	イプロベンホス	同上	同上	0.008	0.0008
	クロルニトロフェン	同上	同上	-	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	バーゼットラップGC-MS法 ヘッドスペースGC-MS法 バーゼットラップGC法(FID)	0.6	0.06
	キシレン	同上	同上	0.4	0.04
	フル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1 通知付表3の第2	GC-MS法 GC法	0.06	0.006
	ニッケル	JIS K 0102 59.3 通知付表4 通知付表5	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	-	0.001
	モリブデン	JIS K 0102 68.2 通知付表4 通知付表5	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	0.07	0.007
	アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知付表 (以下「省通知付表」)5の第1 省通知付表5の第2 省通知付表5の第3	水素化物発生-ICP発光分析 水素化物-原子吸光法 ICP質量分析法	0.02	0.0002

区分	測定項目	測定方法		指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
要 監 視 項 目	塩化ビニルモノマー	省通知付表 1	バージトラップGC - MS法	0.002	0.0002	
	エピクロロヒドリン	省通知付表 2	バージトラップGC - MS法	0.0004	0.00003	
	1,4-ジオキサン	省通知付表 3 の第 1	活性炭抽出法-GC - MS法	0.05	0.005	
		省通知付表 3 の第 2	固相マイクロ抽出 - GC - MS法			
	全マンガン	JIS K 0102 56.2	JIS K 0102 56.3 JIS K 0102 56.4 JIS K 0102 56.5	フレイム原子吸光法	0.2	0.02
JIS K 0102 56.3		電気加熱原子吸光法				
JIS K 0102 56.4		ICP発光分光分析法				
ウラン	省通知付表 4 の第 1	省通知付表 4 の第 2	キレート樹脂イオン交換 - ICP発光分光分析法	0.002	0.0002	
	省通知付表 4 の第 2		ICP質量分析法			
そ の 他	気温	JIS K 0102 7.1		-	-	
	水温	JIS K 0102 7.2		-	-	
	色相	JIS K 0102 8		-	-	
	臭気	JIS K 0102 10.1		-	-	
	透視度	JIS K 0102 9		-	-	
	塩素イオン	JIS K 0102 35.1	JIS K 0102 35.3	硝酸銀滴定法	-	-
		JIS K 0102 35.3		イオンクロマトグラフ法	-	-
	塩分	海洋観測指針5.3		サリノメータ	-	-
電気伝導率	JIS K 0102 13			-	-	

(底質)

区分	測定項目	測定方法		報告下限値 (mg/kg)
健 康 項 目	カドミウム	昭和63年環水管代127号 底質調査方法 (以下「底質調査方法」)	原子吸光法、溶媒抽出原子吸光法	0.01
	全シアン	底質調査方法	吸光度法	0.1
	鉛	底質調査方法	原子吸光法、溶媒抽出原子吸光法	0.1
	砒素	底質調査方法	吸光度法、原子吸光法	0.1
	総水銀	底質調査方法	原子吸光法	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法	GC法(ECD)	0.01
	P C B	底質調査方法	GC法(ECD)	0.01
一 般 項 目	水素イオン濃度	底質調査方法		-
	化学的酸素要求量	底質調査方法		0.5 mg/g
	硫化物	底質調査方法		-
	強熱減量	底質調査方法		-
	酸化還元電位		酸化還元電位計	-
	全クロム	底質調査方法	吸光度法、原子吸光法	0.1
	カスハチ抽出物質	B法: 「新編水質汚濁調査指針」5.13		0.5 mg/g
含水率	底質調査方法		-	

備考

- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

環境基準値等一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	

項目	基準値	対象水域
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ 海域

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されない こと
B	水産2級、工業用水及びC以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.30mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下
フェノバルブ	0.03mg/L以下

項目	指針値
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

2 地下水質測定計画

平成17年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2 - 1、別表2 - 2及び別表2 - 3のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 概況調査 | 84地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 148地点 |

4 測定期間

測定期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

測定地点ごとに別表2 - 3に掲げる項目及び一般項目とする。

6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2 - 4のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとするものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

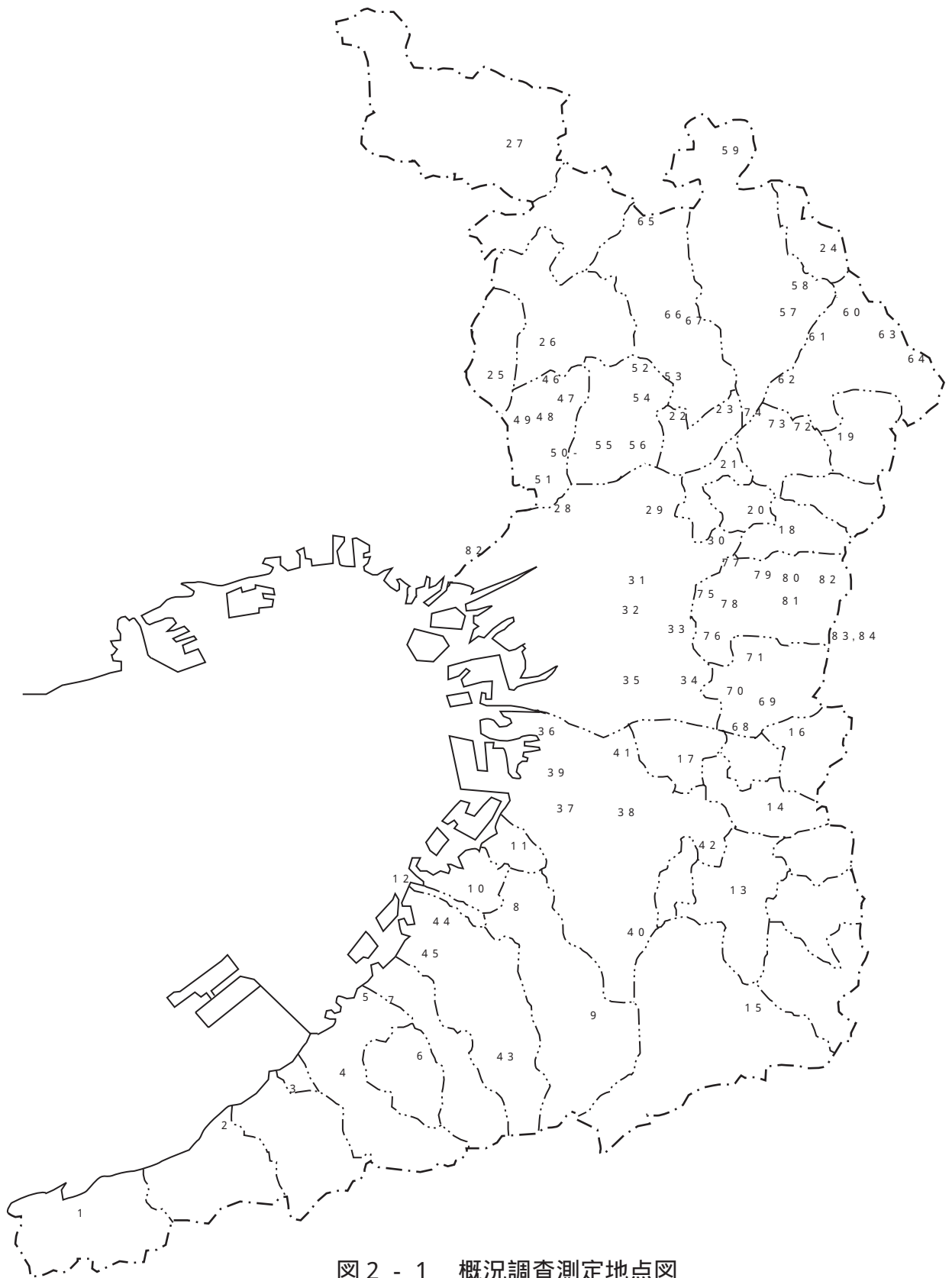


図 2 - 1 概況調査測定地点図
(平成 17 年度)

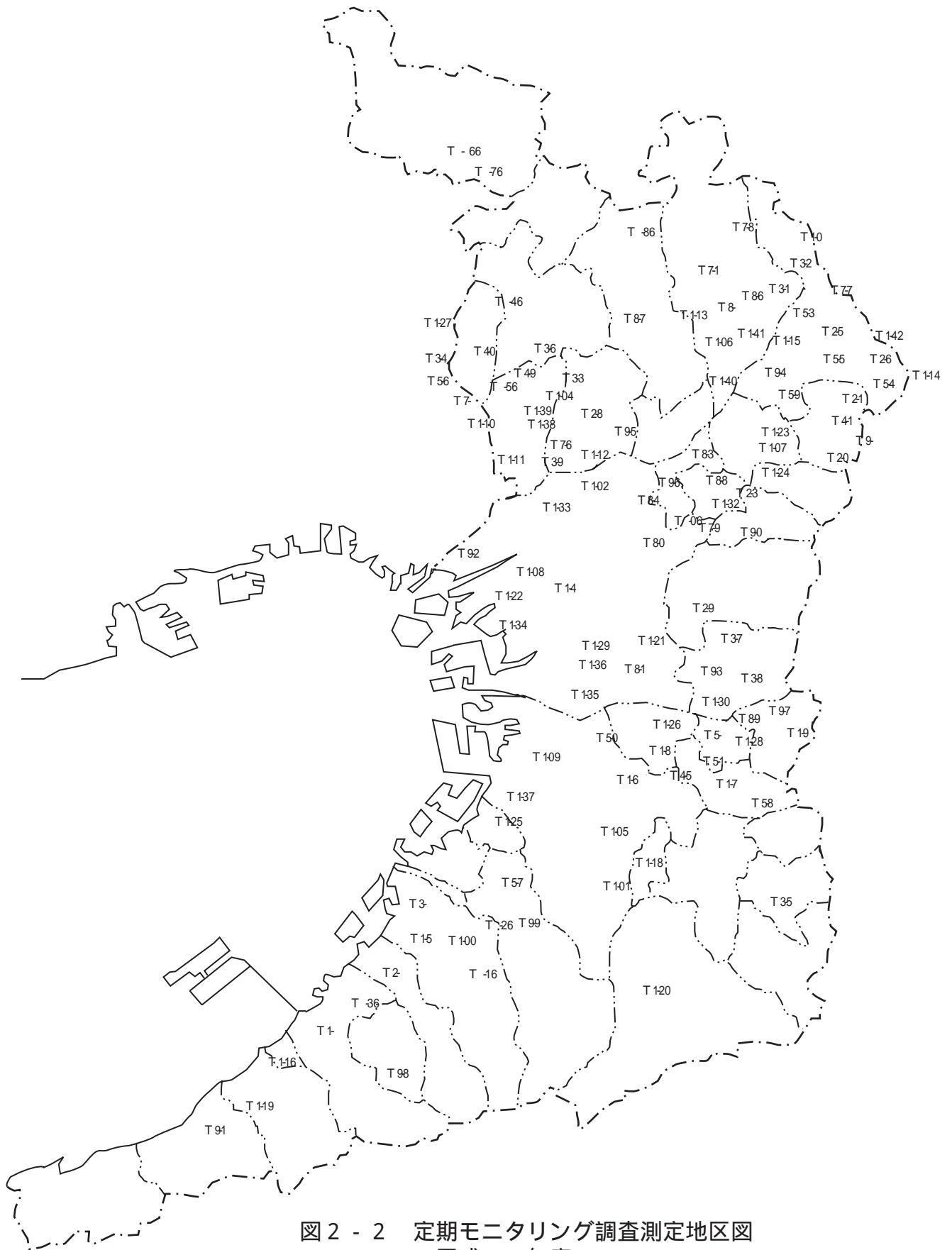


図 2 - 2 定期モニタリング調査測定地区図
(平成17年度)

測定地点及び測定機関総括表

(平成17年度)

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	61	88
国土交通省 近畿地方整備局	2	3	5
大阪市	8	14	22
堺市	7	7	14
岸和田市	3	5	8
豊中市	6	7	13
吹田市	5	6	11
高槻市	3	15	18
枚方市	5	15	20
茨木市	3	2	5
八尾市	4	7	11
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	9	1	10
合計	84	148	232

別表2-3(3) 測定地点一覧表(定期モニタリング調査)

平成17年度

図中地区番号	地区内番号	所在地	測定項目																		測定回数	測定機関						
			カミ	全	鉛	六価	砒素	総	ア	PCB	ジ	四	1,2-	1,1-	メ	1,1,1-	1,1,2-	ト	ト	1,3-			フ	メ	チ	硝	ふ	ほう
T-99	2	和泉市 芦部町																									2	大阪府
	3	和泉市 芦部町																									2	大阪府
T-100		岸和田市 今木町																								1	岸和田市	
T-101		大阪狭山市 今熊																								2	大阪府	
T-102		大阪市 東淀川区大桐																								1	大阪市	
	1	豊中市 上新田																								1	豊中市	
	2	豊中市 上新田																								1	豊中市	
	3	豊中市 上新田																								1	豊中市	
T-105		堺市 八田南之町																								1	堺市	
	1	高槻市 幸町																								1	高槻市	
	2	高槻市 幸町																								1	高槻市	
	1	寝屋川市 木田元宮																								2	寝屋川市	
	2	寝屋川市 木田元宮																								2	寝屋川市	
T-108		大阪市 此花区伝法																								1	大阪市	
T-109		堺市 市之町東																								1	堺市	
T-110		豊中市 蛍池中町																								1	豊中市	
T-111		豊中市 名神口																								1	豊中市	
T-112		吹田市 片山町																								2	吹田市	
T-113		高槻市 宮田町																								1	高槻市	
T-114		枚方市 尊延寺馬廻り																								2	枚方市	
T-115		枚方市 新町																								2	枚方市	
T-116		田尻町 嘉祥寺																								2	大阪府	
T-118		大阪狭山市 半田																								2	大阪府	
T-119		泉南市 男里																								2	大阪府	
T-120		河内長野市 小塩町																								2	大阪府	
T-121		大阪市 生野区林寺																								1	大阪市	
T-122		大阪市 此花区島屋																								1	大阪市	
	1	寝屋川市 出雲町																								2	寝屋川市	
	2	寝屋川市 出雲町																								2	寝屋川市	
T-124		寝屋川市 国守町																								1	寝屋川市	
T-125		高石市 高師浜																								2	大阪府	
T-126		松原市 小川																								2	大阪府	
T-127		池田市 古江町																								2	大阪府	
T-128		藤井寺市 道明寺																								2	大阪府	
	1	大阪市 浪速区元町																								1	大阪市	
	2	大阪市 浪速区元町																								1	大阪市	
T-130		八尾市 志紀町西																								1	八尾市	
T-131		大東市 諸福																								2	大阪府	
T-132		門真市 桑才																								2	大阪府	
T-133		大阪市 淀川区三津屋南																								1	大阪市	
T-134		大阪市 港区田中																								1	大阪市	
T-135		大阪市 住吉区裏粉浜																								1	大阪市	
T-136		大阪市 西成区鶴見橋																								1	大阪市	
	1	堺市 浜寺元町																								1	堺市	
	2	堺市 浜寺元町																								1	堺市	
T-138		豊中市 中桜塚																								1	豊中市	
T-139		豊中市 中桜塚																								1	豊中市	
T-140		高槻市 鷹崎中																								1	高槻市	
T-141		高槻市 西大樋町																								1	高槻市	
T-142		枚方市 長尾元町																								2	枚方市	

注：・ 図中地区番号は、図2-2を参照
 ・ T-4、T-6、T-11、T-12、T-13、T-22、T-24、T-27、T-30、T-33、T-42、T-43、T-44、T-46、T-47、T-48、T-52、T-69、T-70、T-72、T-73、T-74、T-75、T-82、T-85、T-103、T-117は欠番。
 アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。
 ・ * 1 T-32-1は概況調査を同時に実施
 ・ * 2 アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

別表 2 - 4

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1	溶媒抽出原子吸光法	0.01 以下	0.001
		" 55.2	電気加熱原子吸光法		
		" 55.3	ICP発光分光分析法		
		" 55.4	ICP質量分析法		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	吸光光度法	検出されないこと	0.1
		" 38.1.2及び38.3	吸光光度法		
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1	溶媒抽出原子吸光法	0.01 以下	0.005
		" 54.2	電気加熱原子吸光法		
		" 54.3	ICP発光分光分析法		
		" 54.4	ICP質量分析法		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	ジフェニルピリド 吸光光度法	0.05 以下	0.04
		" 65.2.3	電気加熱原子吸光法		
		" 65.2.4	ICP発光分光分析法		
		" 65.2.5	ICP質量分析法		
	砒素	JIS K 0102 61.2	水素化物発生原子吸光法	0.01 以下	0.005
		" 61.3	水素化物発生ICP発光分光分析法		
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表2	ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表3	ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.02 以下	0.002
		" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法		
		" 5.3.2	パージトラップGC法(FID)		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.002 以下	0.0002
		" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法		
		" 5.3.1	パージトラップGC法(ECD)		
		" 5.4.1	ヘッドスペースGC法(ECD)		
		" 5.5	溶媒抽出GC法(ECD)		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.004 以下	0.0004
		" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法		
		" 5.3.1	パージトラップGC法(ECD)		
" 5.3.2		ヘッドスペースGC法(ECD)			
1,1-ジクロロエレン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.02 以下	0.002	
	" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法			
	" 5.3.2	パージトラップGC法(FID)			
1,1,2-ジクロロエレン	同上	同上	0.04 以下	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	1 以下	0.0005	
	" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法			
	" 5.3.1	パージトラップGC法(ECD)			
	" 5.4.1	ヘッドスペースGC法(ECD)			
	" 5.5	溶媒抽出GC法(ECD)			
1,1,2-トリクロロエタン	同上	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエレン	同上	同上	0.03 以下	0.002	
テトラクロロエレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.002 以下	0.0002	
	" 5.2	ヘッドスペースGC - MS法			
	" 5.3.1	パージトラップGC法(ECD)			
チウラム	付表4	高速液体クロマトグラフ法	0.006 以下	0.0006	
シマジン	付表5の第1	GC - MS法	0.003 以下	0.0003	
	付表5の第2	GC法(FTD)(ECD)			
チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	パージトラップGC - MS法	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペースGC - MS法			
	JIS K 0125 5.3.2	パージトラップGC法(FID)			
セレン	JIS K 0102 67.2	水素化物発生原子吸光法	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3	水素化物発生ICP発光分光分析法			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102 34.1	吸光光度法	0.8 以下	0.08	
	付表6	イオンクロマトグラフ法			
ほう素	JIS K 0102 47.1	メチレンブルー吸光光度法	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.3	ICP発光分光分析法			
	付表7	ICP質量分析法			

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおり。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 総水銀についての基準の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水第182号)。
- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。